

## 資料①

- ・ 個人情報取扱事務登録簿
- ・ 名簿作成の流れ
- ・ 関係法令の抜粋
- ・ 『選挙時報』第58巻第8号

(参考資料として、第2回議事録及び各諮問案件書を添付)

第1号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿

機関名	選挙管理委員会	部名		登録番号	510100 - 008
登録年月日	平成20年 9月1日	開始年月日	平成20年 9月1日	変更年月日	年 月 日
登録主管課等	選挙管理委員会				
所管課等	選挙管理委員会				
個人情報 取扱事務	名	裁判員候補者予定者名簿事務			
	概	目的	裁判員候補者予定者の選定		
	要	根拠法令等	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律、公職選挙法		

個人情報記録から検索し得る個人の類型		裁判員候補者予定者の個人情報				
使用する主な 個人情報記録 (文書等の名称・件名)	1	裁判員候補者予定者名簿	2			
	3		4			
	5		6			
個人情報 項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他 ( )
個人情報を取り扱う目的		裁判員候補者予定者名簿の調整				
思想、信条等の 個人情報の取扱い		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他基本的人権を損なうおそれのある事項 <input checked="" type="checkbox"/> 無	取 扱 根 拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <small>法令等の名称</small> ( ) <input type="checkbox"/> 審議会意見( )	条 例 第 6 条	
個人情報の収集先 及び収集の方法		<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外〔根拠：条例第8条第3項第1号(法令等の規定)該当〕 町民課 ( <input checked="" type="checkbox"/> 本町の他課 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等 ) ( <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 ( 選挙人名簿 ) ) <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 ( )			条 例 第 8 条	
個人情報を 利用する範囲		<input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外(課等名 )				
個人情報を提供 する範囲及び 提供する項目名		<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 横浜地方裁判所 ) ----- [項目名] 氏名、生年月日、住所、本籍地			条 例 第 9 条	
電子計算機 処理の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	オンライン結合 による提供	<input type="checkbox"/> 有(審議会意見 ) <input checked="" type="checkbox"/> 無	条 例 第 10 条	
備考						

第1号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿

機関名	選挙管理委員会	部名		登録番号	510100 - 004
登録年月日	平成12年 4月1日	開始年月日	平成 年 月 日	変更年月日	平成20年 9月1日
登録主管課等	選挙管理委員会				
所管課等	選挙管理委員会				
個人情報 取扱事務	名	検察審査員候補者予定者名簿事務			
	概	目的	検察審査員候補者予定者の選定		
	要	根拠法令等	検察審査会法、公職選挙法		

個人情報記録から検索し得る個人の類型		検察審査員候補者予定者の個人情報				
使用する主な 個人情報記録 (文書等の名称・件名)	1	検察審査員候補者予定者名簿		2		
	3			4		
	5			6		
個人情報 項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ( ) ( ) ( )
個人情報を取り扱う目的	検察審査員候補者予定者名簿の調整					
思想、信条等の 個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他基本的人権を損なうおそれのある事項 <input checked="" type="checkbox"/> 無	取 扱 根 拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <small>法令等の名称</small> ( ) <input type="checkbox"/> 審議会意見( )	条 例 第 6 条		
個人情報の収集先 及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外〔根拠：条例第8条第3項第1号(法令等の規定)該当〕 町民課 ( <input checked="" type="checkbox"/> 本町の他課 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等 ) ( <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 選挙人名簿 ) ) <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 磁気ディスク )				条 例 第 8 条	
個人情報を 利用する範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外(課等名) ( )					
個人情報を提供 する範囲及び 提供する項目名	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 横浜検察審査会 ) ( ) [項目名] 氏名、生年月日、住所、本籍地				条 例 第 9 条	
電子計算機 処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	オン ライ ン 結 合 に よ る 提 供	<input type="checkbox"/> 有 ( 審議会意見 ) <input checked="" type="checkbox"/> 無	条 例 第 10 条		
備考						

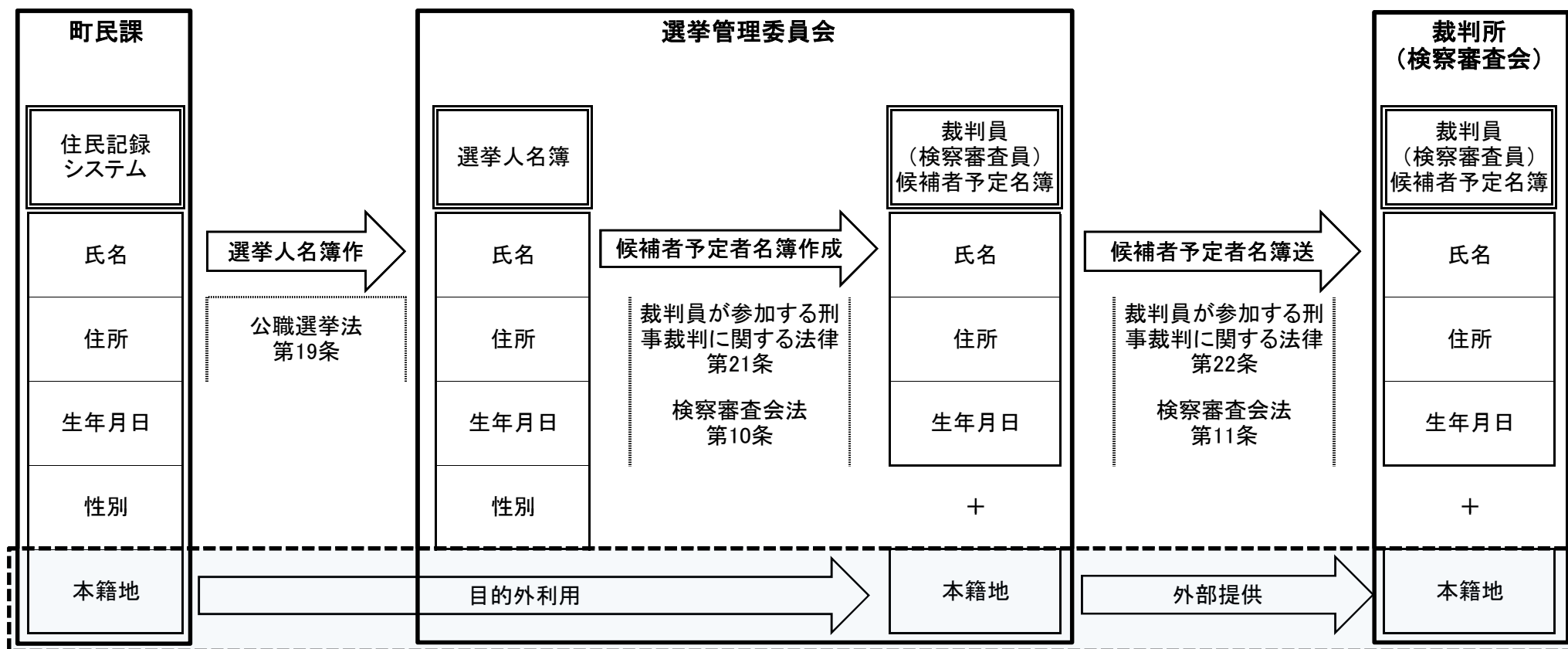
第1号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿

機関名	選挙管理委員会	部 名		登録番号	510100 - 001
登録年月日	平成12年 4月1日	開始年月日	平成 年 月 日	変更年月日	平成 年 月 日
登録主管課等	選挙管理委員会				
所 管 課 等	選挙管理委員会				
個人情報 取扱事務	名 称		選挙人名簿に関する事務		
	概 目	選挙事務			
	要 根 拠 法 令 等	公職選挙法及び同施行令 農業委員会等に関する法律及び同施行令			

個人情報記録から検索し得る個人の類型		選 挙 人 の個人情報					
使用 する 主 な 個 人 情 報 記 録 (文書等の名称・件名)	1 選挙人名簿（一般）		2 寒川町農業委員会委員選挙人名簿				
	3 寒川町農業委員会委員選挙人名簿登録申請書		4 閲覧申請書				
	5 選挙人名簿登録証明書		6				
個 人 情 報 の 項 目 名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目	
	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 健康・病歴	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 意見・要望	
	■氏名	<input type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 収入状況	<input type="checkbox"/> 相談内容	
	■性別	<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 顔写真	
	■生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 精神状況	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> その他	
	■住所・電話番号	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> その他	( )	
	■本籍・本籍地	( )	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 賞罰	( )	( )	
<input type="checkbox"/> 国籍	( )	( )	<input type="checkbox"/> その他	( )	( )		
<input type="checkbox"/> 続柄	( )	( )	( )	( )	( )		
個人情報を取り扱う目的	選挙人と決定するため						
思想、信条等の 個人情報の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input checked="" type="checkbox"/> 犯罪歴 <input checked="" type="checkbox"/> その他基本的人権を損なうおそれのある事項 <input type="checkbox"/> 無 (成年被後見人)			取 扱 根 拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令等 <small>法令等の名称</small> ( 公職選挙法 ) <input type="checkbox"/> 審議会意見( )		条 例 第 6 条
個人情報の収集先 及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外〔根拠：条例第8条第3項第1号(法令等の規定)該当〕 町民課 ( <input checked="" type="checkbox"/> 本町の他課 <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input checked="" type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等 ) ( <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 磁気ディスク )				条 例 第 8 条		
個人情報を利用する範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外(課等名 )						
個人情報を提供する範囲及び 提供する項目名	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他( ) ----- [項目名]					条 例 第 9 条	
電子計算機 処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	オンライ ン結 合 に よ る 提 供	<input type="checkbox"/> 有(審議会意見 ) <input checked="" type="checkbox"/> 無		条 例 第10条		
備 考							

## 裁判員候補者予定者名簿・検察審査員候補者予定者名簿について



※ 裁判所(検察審査会)は、本籍地情報を付加して送付するよう求めている。

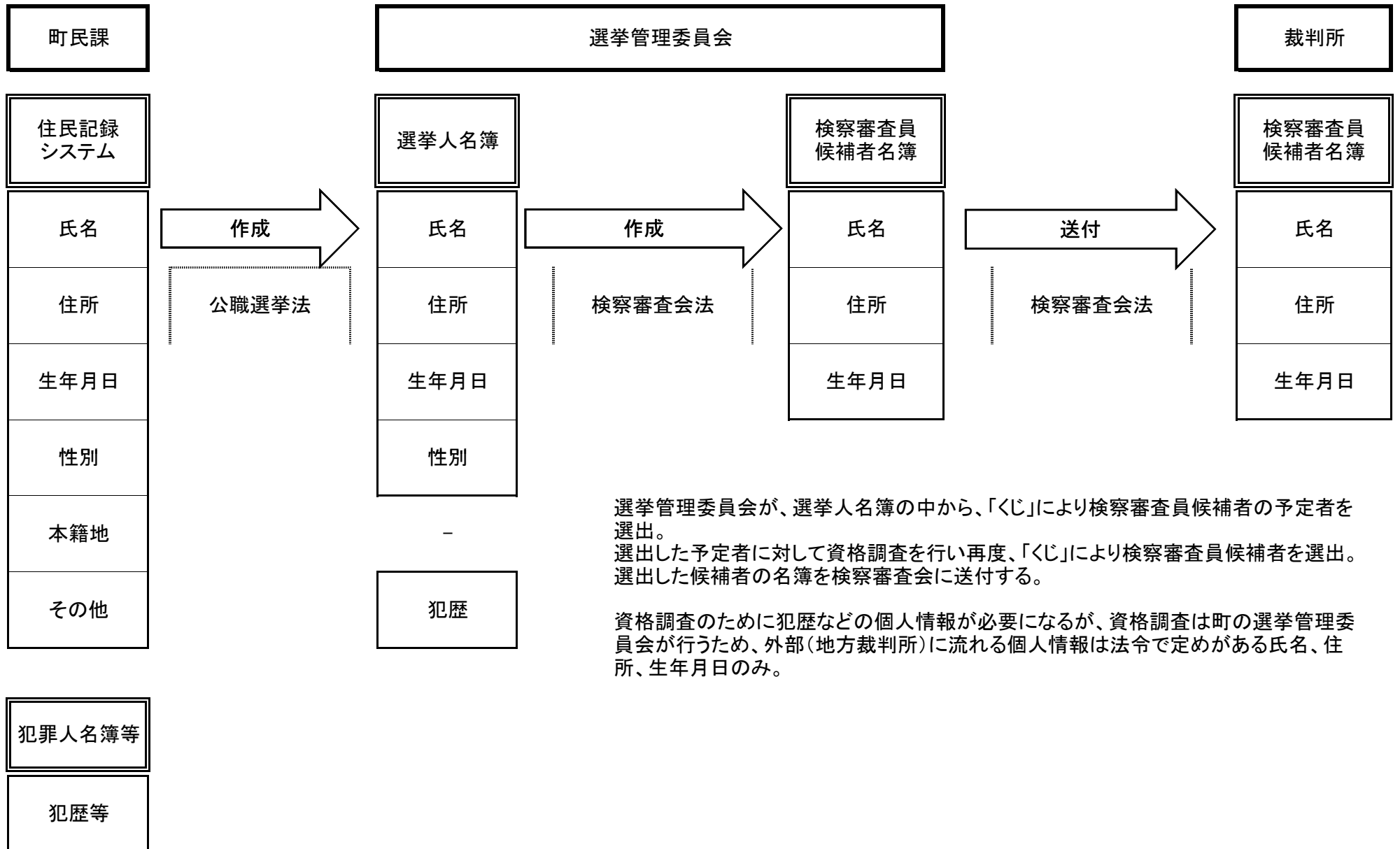
- ・ 資格調査を行うのは選挙管理委員会ではなく、裁判所や検察審査会。
- ・ 資格調査を行うため、本籍地情報が必要となる。
- ・ 裁判員(検察審査員)候補者予定者名簿にも戸籍情報は含まれない。

※ 選挙管理委員会の取扱いは、本籍地情報のみで犯歴等の取扱いはない。

**裁判所(検察審査会)が本籍地情報を求める根拠**

- 裁判員が参加する刑事裁判に関する法律 第12条
- 裁判員が参加する刑事裁判に関する規則 第10条
- 検察審査会法 第12条の6
- 検察審査会法施行令 第8条の3

## 検察審査委員【改正前】



## 関係法令の抜粋

### 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年五月二十八日法律第六十三号）

（公務所等に対する照会）

**第十二条** 裁判所は、第二十六条第三項（第二十八条第二項（第三十八条第二項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条第二項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選定された裁判員候補者又は裁判員若しくは補充裁判員について、裁判員又は補充裁判員の選任又は解任の判断のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 地方裁判所は、裁判員候補者について、裁判所の前項の判断に資するため必要があると認めるときは、公務所に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（裁判員候補者の員数の割当て及び通知）

**第二十条** 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年九月一日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の裁判員候補者の員数は、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判所が対象事件の取扱状況その他の事項を勘案して算定した数とする。

（裁判員候補者予定者名簿の調製）

**第二十一条** 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあっては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあっては、記録）をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

（裁判員候補者予定者名簿の送付）

**第二十二条** 市町村の選挙管理委員会は、第二十条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに裁判員候補者予定者名簿を当該通知をした地方裁判所に送付しなければならない。

裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年七月五日最高裁判所規則第七号）

### 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年七月五日最高裁判所規則第七号）

（裁判員候補者の本籍照会の方法・法第十二条）

**第十条** 地方裁判所は、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区とする。以下同じ。）に対し、裁判員候補者について本籍の照会をするときには、当該市町村の選挙管理委員会が当該地方裁判所に送付する裁判員候補者予定者名簿に付して本籍を回答するよう求めることができる。

## **検察審査会法**（昭和二十三年七月二日法律第四百七十七号）

**第九条** 検察審査会事務局長は、毎年九月一日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 検察審査員候補者は、各検察審査会ごとに、第一群から第四群までの四群に分け、各群の員数は、それぞれ百人とする。

**第十条** 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

**第十一条** 市町村の選挙管理委員会は、第九条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに検察審査員候補者予定者名簿を管轄検察審査会事務局に送付しなければならない。

**第十二条の六** 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者又は検察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

## **検察審査会法施行令**（昭和二十三年十一月二十九日政令第三百五十四号）

**第八条の三** 検察審査会事務局長は、市町村に対し、候補者について本籍を照会するときには、当該市町村の選挙管理委員会が当該検察審査会事務局に送付する検察審査員候補者予定者名簿に付して本籍を回答するよう求めることができる。



『選挙時報』については、冊子のため不掲載

## 議 事 録

会議名	平成21年度第2回寒川町個人情報保護制度運営審議会 平成21年度第2回寒川町情報公開制度運営審議会		
日 時	平成21年7月30日（木） 10:00～11:50	開催形態	公開
場 所	議会棟第1会議室		
出席者	委 員： 金井、中島、田中、三枝 (欠席委員：入澤、勝山、三留) 事務局： 木内(総務部長)、小俣(総務課長) 三橋(総務課主査)、吉田(総務課主任主事) 諮問に係る担当課： 三沢(町民課主査) 小俣(選挙管理委員会書記長) 安澤(          "          書記) 三橋(          "          書記) 吉田(          "          書記)		
議 題	①個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく諮問について (目的外の利用、提供について) ②寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正について ③個人情報取扱事務登録簿の再報告について		
決定事項	①継続審議 ②次回以降の会議にて審議 ③報告終了		
議 事	別紙のとおり		

## ① 個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問

### 【案件番号31】

裁判員候補者予定者名簿選定事務に伴い、町民課保有の個人情報を選挙管理委員会が利用することについて

### 【案件番号32】

裁判員候補者予定者名簿選定事務に伴い、個人情報を選挙管理委員会から横浜地方裁判所へ提供することについて

### 【案件番号33】

検察審査員候補者予定者名簿選定事務に伴い、町民課保有の個人情報を選挙管理委員会が利用することについて

### 【案件番号34】

検察審査員候補者予定者名簿選定事務に伴い、個人情報を選挙管理委員会から横浜検察審査会へ提供することについて

事務局から、諮問に至った経過、諮問の内容及び登録簿の訂正について説明する。

案件は4つとしているが、裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿の選定事務という2つの事務についてのことであり、扱う個人情報の内容や動きも同一のものであるので、4案件一括審議とした。

### ○利用・提供することについて

\* 諮問書の『外部へ提供する法的根拠が「できる」規定であるため』という記載の意味について質問あり。

→裁判員が参加する刑事裁判に関する法律第12条（検察審査会法第12条の6）及び裁判員が参加する刑事裁判に関する規則第10条（検察審査会法施行令第8条の3）にて、地方裁判所（検察審査会）が公務所に必要な情報（本籍地）を求めることができる」と規定されているものだが、「しなければならない」という市町村の義務規定になっていないため本籍地情報の取扱いについて諮問するという意味である旨、担当課が回答。

\* 諮問書の『「できる」規定であるため』という表現のみでは、諮問の理由として不十分である。（「できる」のであれば、わざわざ諮問する必要が無いように受け取れる。）

相手側には求めることができる旨の規定はあるが、市町村側に義務を課しているものではないため法的根拠が無いと判断し…等の記載が必要であるとの意見あり。

### ○本人通知を省略することについて

\* 各候補者予定者の寒川町の人数について質問あり。

→毎年同じ数ではないが、裁判員候補者予定者が100名前後、検察審査員候補者予定者が10名前後である旨、担当課が回答。

\* 100名と10名では当町の人口に比して多数とは言えず、費用や事務量を考えても、十分対応できる範囲であるとの意見あり。

- \* 本人通知を省略したい理由として、事務処理の効率性と混乱回避の二つがあげられているが、どちらが主の理由と考えているのかとの質問あり。  
→ 混乱回避が主の理由である旨、担当課が回答。
- \* 混乱を生じさせないために通知を省略するのではなく、文面やデザインを工夫して分かりやすい通知を出すべきとの意見あり。
- \* 裁判所（検察審査会）から候補者に対して行われる通知は、どのタイミングで行われるのかとの質問あり。  
→ 市町村が送付した候補者予定者名簿から、裁判所（検察審査会）がくじで候補者を選定する。その際に、候補者に選定された旨の通知や調査票等が送付されると把握している旨、担当課が回答。
- \* 町で選定した候補者予定者のうち、裁判所（検察審査会）で候補者に選定された人に対してはその旨通知されるが、候補者に選定されなかった人に対してはどこからも通知が行われず、自分の情報がやりとりされていることすら分からないという点と、提供先が外部（裁判所・検察審査会）であるという点を考えると、候補者予定者に対し町から通知をすべきとの意見あり。  
→ 本人通知をした場合、候補者予定者から提供拒否等の申出がされる可能性がある。しかし、法の規定及び選定システムを考えると、一旦選定した候補者予定者から特定の人物を除くことは難しいと考える旨、担当課が説明。
- \* 本人通知には、通知を受けることで自己情報をコントロールすることができるという面がある。提供拒否の申出があった際に、本籍地情報については法の規定に基づくものではないとした場合、記録媒体から本籍地情報のみを取り除くことの可否について質問あり。  
→ システム等を考えた場合、特定の人物の本籍地情報のみを記録媒体から取り除くことは難しいと思われるが、確認していないため詳細は不明である旨、担当課が回答。

## 《決定事項》

- (1) 4 案件とも継続審議とした。  
ただし、事務局は次回の審議会までに、特定の人物の本籍地情報のみを記録媒体から取り除くことの可否について、確認しておくこと。
- (2) 広報での目的外利用及び提供のお知らせについては、本人通知の有無に関わらず、資料で示した原稿(案)を一部訂正し、掲載することとした。

## ② 寒川町情報公開条例及び寒川町個人情報保護条例の一部改正について

時間の都合により、次回以降の会議で審議することとした。

## ③ 個人情報取扱事務登録簿の再報告について

前回の審議会の場において出た質問に対し、回答できなかったについて報告する。

- (1) 図書館ボランティア事務（教育委員会寒川総合図書館 410400-004）  
〔質問〕 収集の方法欄で「文書」と「口頭」の両方による収集とされているが、口頭

ではどのような情報を収集するのか。(別に収集している個人情報の項目があるのでは?)

→ボランティアを希望する方から書面又は口頭で申請してもらっているので、収集の方法欄が2種類になっている。個人情報の項目は登録簿どおりである旨、事務局から説明。

(2) 成年後見制度における町長申立に係る事務 (健康福祉部福祉課 130100-068)

[質問] 成年後見制度は、後見、補佐、補助の3段階に分かれているが、本事務はどの段階までを行うこととしているのか。(段階によって代理権等の範囲が違うので、取り扱う個人情報の項目が変わってくるのでは?)

→本事務は、後見、補佐、補助のすべてが対象となる。また、審判申立を行う際に必要となる書類には3段階による違いが無いため、調査も同じことを行うこととなるため、個人情報の項目は登録簿どおりである旨、事務局から説明。

\*対象者の登録簿の個人情報の項目名中、「意見・要望」がチェックされていないことから本質問をしたのだが、補佐や補助の場合であれば対象者の「意見・要望」を収集するのはとの指摘あり。

→指摘のとおりと思われる。福祉課に確認のうえ、登録簿を訂正する旨、事務局が回答。

(3) 住宅用防災(火災)警報器交付事務(消防本部予防課 810200-001)

[質問] 項目名欄で「資産状況」にチェックがあり、自己所有の家屋が本事業の対象となるため情報を収集しているとの説明が事務局からあったが、防災の観点から考えると自己所有の家屋だけでよいのか。

→賃貸物件については、事業(営利活動)の一環なので、持主(貸主)が警報器を設置すべきとの考えで、交付対象としていない旨、事務局から説明。

(4) 国勢調査事務(総務部広報情報課 120400-021)

[質問] 世帯名簿と調査地区要図の収集・作成方法について。(町が作成したものか国・県から提供されたものか。それにより、収集先及び収集の方法欄の記載が変わってくるのでは?)

→調査員が担当地区を回り収集した調査票を基に、町で作成した名簿等を国や県に送付する。その際に写しを町で保存しているため、収集先及び収集の方法欄は登録簿どおりである旨、事務局から説明。

## ◎ その他

- 会議資料の事前配付は、いっそう濃密な審議に資する。事務局の努力を多とし、今後も継続を希望する旨の要望あり。

以 上

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件  
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件  
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 **31**

個人 情報 保有 課	課 等 名	町民課
	個人情報取扱事務の名称	住民基本台帳事務
	対象となる個人の類型	住民登録者
	利用・提供する記録の名称	住民票 (電算ファイル)
利 用 ・ 提 供 先		寒川町選挙管理委員会
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由 (その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>〔経 過〕                  平成16年5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立、同年5月28日に公布され、裁判員制度が平成21年5月21日から開始された。                  この制度の実施に伴い、選挙管理委員会から地方裁判所へ裁判員候補者予定者名簿を送付する際に、地方裁判所が行う資格調査実施のため、併せて本籍地情報も報告するように求められている。                  しかしながら、従来、選挙管理委員会では本籍地情報の取り扱いが無く、また、本籍地情報を外部 (地方裁判所) へ提供する法的根拠が「できる」規定であるため、本事案に関し、個人情報保護制度運営審議会に諮るものである。</p> <p>〔必要性〕                  本制度が全国統一の作業で行われていること及び選挙管理委員会が改めて本人から本籍地情報を収集する場合の対象件数や事務処理の効率性等を考えた場合、町民課が保有する本籍地情報を利用させ、地方裁判所に提供することが望ましいと考える。                  また、情報の抽出や提出については、自動で名簿を調製、暗号化したものをCD-ROMに格納するシステムが整備されている等、安全面にも配慮されている。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/>する     <input checked="" type="checkbox"/>しない</p> <p>(理由) 裁判員候補者予定者に抽出される対象者の数は多数になる見込みであり、本諮問に係る個人情報の内容 (本籍地のみ) に比べて費用や事務量が過分に必要となるため、事務処理の効率性を考え、本人通知を省略したい。                  また、地方裁判所で裁判員候補者名簿に記載された場合には、地方裁判所から候補者に対し通知が行われるため、候補者予定者の段階での町からの通知は、混乱の原因になると予想されるため、この点からも本人通知を省略したい。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件  
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件  
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 32

個人 情報 保有 課	課 等 名	寒川町選挙管理委員会
	個人情報取扱事務の名称	裁判員候補者予定者名簿事務
	対象となる個人の類型	裁判員候補者予定者
	利用・提供する記録の名称	裁判員候補者予定者名簿 (電磁的記録)
利 用 ・ 提 供 先		横浜地方裁判所
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由 (その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>〔経 過〕</p> <p>平成16年5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立、同年5月28日に公布され、裁判員制度が平成21年5月21日から開始された。</p> <p>この制度の実施に伴い、選挙管理委員会から地方裁判所へ裁判員候補者予定者名簿を送付する際に、地方裁判所が行う資格調査実施のため、併せて本籍地情報も報告するように求められている。</p> <p>しかしながら、従来、選挙管理委員会では本籍地情報の取り扱いが無く、また、本籍地情報を外部 (地方裁判所) へ提供する法的根拠が「できる」規定であるため、本事案に関し、個人情報保護制度運営審議会に諮るものである。</p> <p>〔必要性〕</p> <p>本制度が全国統一の作業で行われていること及び選挙管理委員会が改めて本人から本籍地情報を収集する場合の対象件数や事務処理の効率性等を考えた場合、町民課が保有する本籍地情報を利用させ、地方裁判所に提供することが望ましいと考える。</p> <p>また、情報の抽出や提出については、自動で名簿を調製、暗号化したものをCD-ROMに格納するシステムが整備されている等、安全面にも配慮されている。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/>する     <input checked="" type="checkbox"/>しない</p> <p>(理由) 裁判員候補者予定者に抽出される対象者の数は多数になる見込みであり、本諮問に係る個人情報の内容 (本籍地のみ) に比べて費用や事務量が過分に必要となるため、事務処理の効率性を考え、本人通知を省略したい。</p> <p>また、地方裁判所で裁判員候補者名簿に記載された場合には、地方裁判所から候補者に対し通知が行われるため、候補者予定者の段階での町からの通知は、混乱の原因になると予想されるため、この点からも本人通知を省略したい。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件  
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件  
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 **33**

個人 情報 保有 課	課 等 名	町民課
	個人情報取扱事務の名称	住民基本台帳事務
	対象となる個人の類型	住民登録者
	利用・提供する記録の名称	住民票 (電算ファイル)
利 用 ・ 提 供 先		寒川町選挙管理委員会
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由 (その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>〔経 過〕</p> <p>従来、選挙管理委員会において、選挙人名簿から検察審査員候補者予定者をくじにより選定し、その者に対する欠格事由等の調査を行い、更に検察審査員候補者をくじにより選定し、その名簿を検察審査会に送付していた。(公職選挙法に基づく事務)</p> <p>平成20年7月からは、検察審査会法及び検察審査会法施行令が改正され、選挙管理委員会で行う事務は、検察審査員候補者予定者名簿の作成のみとなり、欠格事由等の調査や候補者の選定は検察審査会が行うこととなったが、その資格調査実施のため、名簿の送付に併せて本籍地情報も検察審査会に報告するよう求められている。</p> <p>しかしながら、従来、選挙管理委員会で行っている選挙人名簿に関する事務では、本籍地情報の取り扱いが無く、また、本籍地情報を外部(検察審査会)へ提供する法的根拠が「できる」規定であるため、本事案に関し、個人情報保護制度運営審議会に諮るものである。</p> <p>〔必要性〕</p> <p>本制度が全国統一の作業で行われていること及び選挙管理委員会が改めて本人から本籍地情報を収集する場合の対象件数や事務処理の効率性等を考えた場合、町民課が保有する本籍地情報を利用させ、検察審査会に提供することが望ましいと考える。</p> <p>また、情報の抽出や提出については、自動で名簿を調製、暗号化したものをCD-ROMに格納するシステムが整備されている等、安全面にも配慮されている。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/>する     <input checked="" type="checkbox"/>しない</p> <p>(理由) 本諮問に係る個人情報の内容(本籍地のみ)と通知にかかる作業の費用や事務量を考えた場合、事務処理の効率性を考え、本人通知を省略したい。</p> <p>また、検察審査会で検察審査員候補者名簿に記載された場合には、検察審査会から候補者に対し通知が行われるため、候補者予定者の段階での町からの通知は、混乱の原因になると予想されるため、この点からも本人通知を省略したい。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。



条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件  
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件  
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 **34**

個人 情報 保有 課	課 等 名	寒川町選挙管理委員会
	個人情報取扱事務の名称	検察審査員候補者予定者名簿事務
	対象となる個人の類型	検察審査員候補者予定者
	利用・提供する記録の名称	検察審査員候補者予定者名簿 (電磁的記録)
利 用 ・ 提 供 先		横浜検察審査会
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由 (その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>〔経 過〕</p> <p>従来、選挙管理委員会において、選挙人名簿から検察審査員候補者予定者をくじにより選定し、その者に対する欠格事由等の調査を行い、更に検察審査員候補者をくじにより選定し、その名簿を検察審査会に送付していた。(公職選挙法に基づく事務)</p> <p>平成20年7月からは、検察審査会法及び検察審査会法施行令が改正され、選挙管理委員会で行う事務は、検察審査員候補者予定者名簿の作成のみとなり、欠格事由等の調査や候補者の選定は検察審査会が行うこととなったが、その資格調査実施のため、名簿の送付に併せて本籍地情報も検察審査会に報告するよう求められている。</p> <p>しかしながら、従来、選挙管理委員会で行っている選挙人名簿に関する事務では、本籍地情報の取り扱いが無く、また、本籍地情報を外部(検察審査会)へ提供する法的根拠が「できる」規定であるため、本事案に関し、個人情報保護制度運営審議会に諮るものである。</p> <p>〔必要性〕</p> <p>本制度が全国統一の作業で行われていること及び選挙管理委員会が改めて本人から本籍地情報を収集する場合の対象件数や事務処理の効率性等を考えた場合、町民課が保有する本籍地情報を利用させ、検察審査会に提供することが望ましいと考える。</p> <p>また、情報の抽出や提出については、自動で名簿を調製、暗号化したものをCD-ROMに格納するシステムが整備されている等、安全面にも配慮されている。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/>する     <input checked="" type="checkbox"/>しない</p> <p>(理由) 本諮問に係る個人情報の内容(本籍地のみ)と通知にかかる作業の費用や事務量を考えた場合、事務処理の効率性を考え、本人通知を省略したい。</p> <p>また、検察審査会で検察審査員候補者名簿に記載された場合には、検察審査会から候補者に対し通知が行われるため、候補者予定者の段階での町からの通知は、混乱の原因になると予想されるため、この点からも本人通知を省略したい。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。